



令和2年度（2020年度）

# 信州母子保健推進センターからのお知らせ

No.4

母子保健事業における新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート（調査期間：令和2年5月16～21日）にご協力いただき、ありがとうございました。

今回は、健診延期・中止時の支援方法をご紹介します。

## .....こんな方法・工夫をしています.....

乳幼児健診を延期・中止した全ての市町村が、健診対象者への対応をしていました。

### ○健診延期・中止等の連絡からの個別支援

#### 《通知》健診の延期・中止等の通知に「個別対応のお知らせ」について掲載

- ・記載内容 「お子さんの成長・発達に関すること、子育てに関する個別相談は受け付けています。お問い合わせをお願いします」  
「延期期間中に計測や個別相談にはいつでも対応できます」  
「不安や相談があれば担当係に連絡してください」 など
- ・連絡があった場合 訪問・電話・来所相談で対応。  
予約制で身体測定や、保健師・栄養士・歯科衛生士との相談を設定。

#### 《電話》健診の延期・中止等の電話連絡から個別対応へつなげる

- ・対象者全員に電話連絡 その場で発達の確認や困りごとを聞き取り相談対応。  
基本的に全員に計測・育児相談の来所を勧奨。
- ・電話での対応が難しく困りごとが解決しない場合や計測希望ある場合は、後日個別対応。
- ・3か月児健診では、保健師が中止の電話連絡をし、訪問または来所による相談を約束。股関節の開排制限が疑われる児は、次回（5月）の健診で診察を受けられるようにした。

#### 月齢や時期によって《電話》と《通知》を使い分け

- ・乳児には全数電話、幼児には通知と電話を組み合わせ実施。
- ・健診日までが短ければ電話、そうでなければ通知を郵送。

#### ☎ つながるための一言【聞き取り調査から】 ☎

保健師が母に電話で「大丈夫？」と聞くと「大丈夫」と答えてしまうのではないかと考えて、全保護者に「話しに来ない？」と個別相談に誘っています。診察はなくても計測や育児相談に来てくれる方が多いです。

### ○健康相談のPR

#### ホームページ

- ・市町村のホームページ上で健診の延期・中止のお知らせと、相談を受け付けていることを広報した。

#### 別件での機会の活用

- ・市単独で3歳未満の乳幼児がいる世帯への不織布マスク配布を実施。それに合わせ、健康相談等についての通知を同封した。

## ○問診票・発達チェックリストの活用

### 問診票の活用

- ・保護者に問診票を郵送で提出してもらう。
- ・問診票を必ず返送してもらうために、返信用封筒を問診票に同封して郵送。

### 返送後の対応

- ・保健師・栄養士・歯科衛生士で確認し、個別にフォロー実施。
- ・心配事等には電話や訪問や来所相談で対応。
- ・保健師から全員に連絡し、必要時、来所相談等で対応。返送がない場合も連絡している。

### 発達チェックリストの活用

- ・発達チェックリストを送付し、保護者にチェックを行ってもらう。チェックがついた方には、センターに連絡をしてほしい旨を記載した。

## ○以前からの要フォロー者を見落とさない対応

### 今までの情報を活用

- ・全員の乳幼児健診カルテを確認し、連絡がない場合も支援が必要な母子には個別に連絡し、訪問や個別相談でフォローしている。
- ・今までの関わりの中で要経過観察など保健師が気になる対象児には、電話で様子を確認し、相談日に誘った。
- ・フォロー対象児には、保護者へ連絡して状況確認をし、個別面談の実施、次回フォローの機会の確認を行った。

## ○多様な悩みに対応

### 多職種での対応

- ・栄養相談：全員を対象に電話で栄養士が実施。
- ・個別相談：完全予約制にて、感染予防を徹底し、保健師・栄養士・歯科衛生士が実施。
- ・子育て支援部門：保育園に行っていない児には訪問して相談対応
- ・助産師相談：計測や育児・離乳食の相談に個別対応。

## ≫≫≫国 令和2年度第二次補正予算から（市町村が実施主体となる事業）《《《《

- ・オンラインによる両親学級等の母子保健事業を実施するための費用の補助
- ・里帰り出産が困難となった妊産婦等への民間育児支援サービス等の利用に係る費用の補助
- ・乳幼児健康診査を医療機関での個別健診にきりかえた場合に生じる費用の補助

厚生労働省からの通知等（令和2年6月3日付及び6月17日付事務連絡「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係るQ&A等について」）をご参照ください。

新型コロナウイルス禍での支援の工夫の情報をありがとうございました。再度、健診を延期・中止する事態になったときに備えての情報として活用していただければ幸いです。

<連絡先> © 信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026 (235) 7141

担当地域（保健福祉事務所）	母子保健推進員	配置場所・連絡先
佐久・上田・長野・北信・長野市	小山	保健・疾病対策課 026 (235) 7141
諏訪・伊那・飯田	吉田	飯田保健福祉事務所 0265 (53) 0444
木曾・松本・大町	傳田（でんだ）	松本保健福祉事務所 0263 (40) 1937

（令和2年6月信州母子保健推進センター発行）